令和 8 年度　第 5 回中郷区地域協議会 次第

日　時:令和 8 年 8 月 24 日(月)18 時 30 分～
場　所:中郷コミュニティプラザ　ホール

1 開 会

2 報 告

(1) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について（資料№1）
(2) 市民の消火栓の使用について（資料№2）
(3) 地域協議会会長会議について（資料№3）

3 協 議

(1) 自主的審議事項「中郷区型コミュニティバスのあるべき姿」について
（資料№4～5）
(2) 自主的審議事項「い～住プロジェクト」について（資料№6）

4 その他

5 閉 会

資料No.1
中郷区地域協議会
R8.8.24

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

Ⅰ　公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1　見直しの概要

- 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2　見直しの内容

区分	全体施設数	中郷区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	7
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	8
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	5
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	2
上記のいずれかの取組を実施	220/223	8/8

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、年末年始

Ⅱ　公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

１　見直しの概要

- 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

２　見直しの内容

改定内容と主な施設	全体 施設数	中郷区
A　基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍） 市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等	48	4
B　政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍） 正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館	4	0
C　理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍） ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、 各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等	43	0
D　政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍 上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ	5	0
E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設） リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円	53	3
F　理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ 日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館	2	0
G　見直しなし（施設の状況考慮等による） やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場	7	0
合計	162	7
H　100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

３　改定幅が大きい施設等の改定例

「B　政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 （1.61 倍）
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 （1.51 倍）

正善寺工房	1室（1時間）	1,200円	1,800円	+600円 （1.5倍）

「E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ上越	市民プール個人 （小・中学生）	180円	300円	+120円 （1.67倍）
教育プラザ（体育館）	大体育館（1時間）	720円	1,200円 （+照明400円）	+480円 （1.67倍）
	小体育館（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
上越勤労身体障害者体育館	体育館占用利用 （1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
	体育館共用利用 （1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）
板倉北部スポーツセンター	アリーナ（1時間）	480円	900円 （+照明300円）	+420円 （1.88倍）
吉川体育館	アリーナ占用利用 （1時間）	620円	900円 （+照明300円）	+280円 （1.45倍）
	アリーナ共用利用 （1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）

4　その他

・附属設備・備品の使用料の見直し：208区分中88区分を改定
　（備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き）
・市外在住者利用による使用料：2倍設定は143施設
・営利営業利用による使用料：3倍設定は147施設（2倍施設はなし）
・30分単位の利用による使用料設定導入施設：48施設（4つの施設カテゴリーで導入
　（地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館））

Ⅲ　今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8.7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8.9～10	地域協議会で後期計画案を説明	地域協議会で諮問・答申	必要に応じて地域協議会で報告
R8.12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9.2	市議会で後期計画を説明		
R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 【中郷区】

施設No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	中郷コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	はーとぴあ中郷	○	○	社会教育課
4	片貝地域生涯学習センター	○	○	社会教育課
5	中郷地区公民館	○		社会教育課
6	片貝縄文資料館		○	文化行政課
7	中郷総合体育館	○	○	スポーツ推進課
8	中郷総合運動公園（ゲートボールコート）	○	○	スポーツ推進課
9	中郷総合運動公園（屋外運動場）	○	○	スポーツ推進課

施設No.1

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	600円	510円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1施設	200円	160円
	中学生以下	1施設	100円	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.2

「中郷コミュニティプラザ」開館時間・休館日の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2　見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を勘案して午前9時から午後9時までに見直します。

また、合併前上越市の公民館や図書館にて、すでに定期的な休館日を設けている現状及び利用実態を勘案し、利用の少ない曜日を休館日とします。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前9時から午後9時まで	午前8時30分から午後10時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日、年末年始	年末年始

施設№3・5

「はーとぴあ中郷（中郷地区公民館）」開館時間・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間を利用実態や需要を踏まえて見直します。また、午後 5 時以降の施設利用につきましては、事前予約制とさせていただく予定です。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1〜1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで （午後 5 時以降は予約があるときのみ開館）	【条例】 午前 9 時から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 10 時まで （午後 7 時以降は予約があるときのみ開館）

⑵　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
研修室	1 時間につき	600 円	520 円
創作室	1 時間につき	300 円	240 円
学習室	1 時間につき	400 円	300 円
和室	1 時間につき	400 円	350 円
ロビー	1 時間につき	900 円	720 円
水屋	1 時間につき	150 円	120 円
ホール（ステージ含む）	1 時間につき	1,900 円	1,720 円
〃　電気機器持ち込み	1 時間、1KW	300 円	230 円
〃　ステージのみ	1 時間あたり	1,000 円	820 円
〃　照明設備	1 式 1 時間	1,100 円	1,020 円
楽屋	1 時間あたり	150 円	120 円
レッスン室	1 時間あたり	400 円	300 円
陶芸工房	1 時間あたり	400 円	350 円
陶芸作業室	1 時間あたり	200 円	180 円
ガス炉	1 式 1 時間	400 円	310 円

使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例１）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算
（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算
（例３）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算
※使用時間の申請・承認は 30 分単位
使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.4

「片貝地域生涯学習センター」
開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間や休館日を、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯、曜日にあわせて見直します。
使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の約 1.2 倍を目安に見直します。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	火曜日（休日の場合は、その翌日）、年末年始	なし

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
体育館	1 時間につき	1,000 円	840 円

使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。
（例１）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算
（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算
（例３）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算
※使用時間の申請・承認は 30 分単位
使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.6

「上越市片貝縄文資料館」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍を目安に見直します。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
第 1 会議室	1 時間につき	200 円	170 円
第 2 会議室	1 時間につき	200 円	170 円
多目的室	1 時間につき	500 円	420 円
調理実習室	1 時間につき	300 円	200 円

使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例１）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例３）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

施設No.7

「中郷総合体育館」開館時間・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　基本的な考え方に沿って利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 10 時から午後 10 時まで	【条例】 午前 9 時から午後 9 時まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 9 時まで （午後 5 時から午後 9 時は予約があるときのみ）

⑵　施設の使用料を次のように改定します。

→　競技場の占用利用は、照明料金を含めた額とします。市内の体育館同規模（バスケットボールコート 2 面程度）の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　競技場の共用利用、放送設備、温水シャワー、柔剣道場、卓球場、トレーニングルーム、トレーニングコース、ミーティングルーム、遊戯室、ピロティ、ステージは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

区分			単位	使用料	
				改定後	現行
競技場	占用利用		1時間につき	1,600円	1,260円
	照明設備			（廃止）	720円
	共用利用	一般	1人1回につき	400円	270円
			1人1月につき	（廃止）	1,080円
			回数券（11回分）	4,000円	なし
		中学生以下	1人1回につき	200円	140円
			1人1月につき	（廃止）	560円
			回数券（11回分）	2,000円	なし
	放送設備		1時間につき	200円	110円
	温水シャワー		1人1回につき	200円	110円
柔剣道場	占用利用		1時間につき	700円	480円
	共用利用	一般	1人1回につき	300円	240円
			1人1月につき	（廃止）	960円
			回数券（11回分）	3,000円	なし
		中学生以下	1人1回につき	200円	120円
			1人1月につき	（廃止）	480円
			回数券（11回分）	2,000円	なし
卓球場	占用利用		1時間につき	500円	360円
	共用利用	一般	1人1回につき	300円	240円
			1人1月につき	（廃止）	960円
			回数券（11回分）	3,000円	なし
		中学生以下	1人1回につき	200円	120円
			1人1月につき	（廃止）	480円
			回数券（11回分）	2,000円	なし
トレーニングルーム	共用利用	一般	1人1回につき	400円	360円
			1人1月につき	（廃止）	1,440円
			回数券（11回分）	4,000円	なし
		中学生以下	1人1回につき	200円	180円
			1人1月につき	（廃止）	720円
			回数券（11回分）	2,000円	なし
トレーニングコース	共用利用	一般	1人1回につき	200円	160円
			1人1月につき	（廃止）	640円
			回数券（11回分）	2,000円	なし
		中学生以下	1人1回につき	100円	80円
			1人1月につき	（廃止）	320円
			回数券（11回分）	1,000円	なし
ミーティングルーム	占用利用		1時間につき	400円	480円
遊戯室	占用利用			500円	360円
ピロティ	占用利用			200円	120円
ステージ	占用利用			300円	240円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設№8・9

「中郷総合運動公園（ゲートボールコート・屋外運動場）」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	日の出から日没まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

→　現状の運営実態に合わせて、週休 1 日の休館日（受付窓口である中郷総合体育館と同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 降雪期

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

→　ゲートボールコートの占用利用は、市内のゲートボール場同規模（屋外施設）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　屋外運動場の占用利用は、市内の多目的広場同規模（面積が 10,000 ㎡以上の一般施設）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
ゲートボールコート	占用利用	1面1時間につき	200円	120円
屋外運動場	占用利用	1時間につき	400円	360円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

公の施設白書

（令和6年度実績・中郷区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
（財務部資産活用課）

1　はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要とする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

2　公の施設の現状（全体）

上越市 JOETSU CITY

【公共施設等を取り巻く現状と課題　…　利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。

【参考①】R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）

- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073（▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716（▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095（18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3　公の施設の現状

上越市 JOETSU CITY

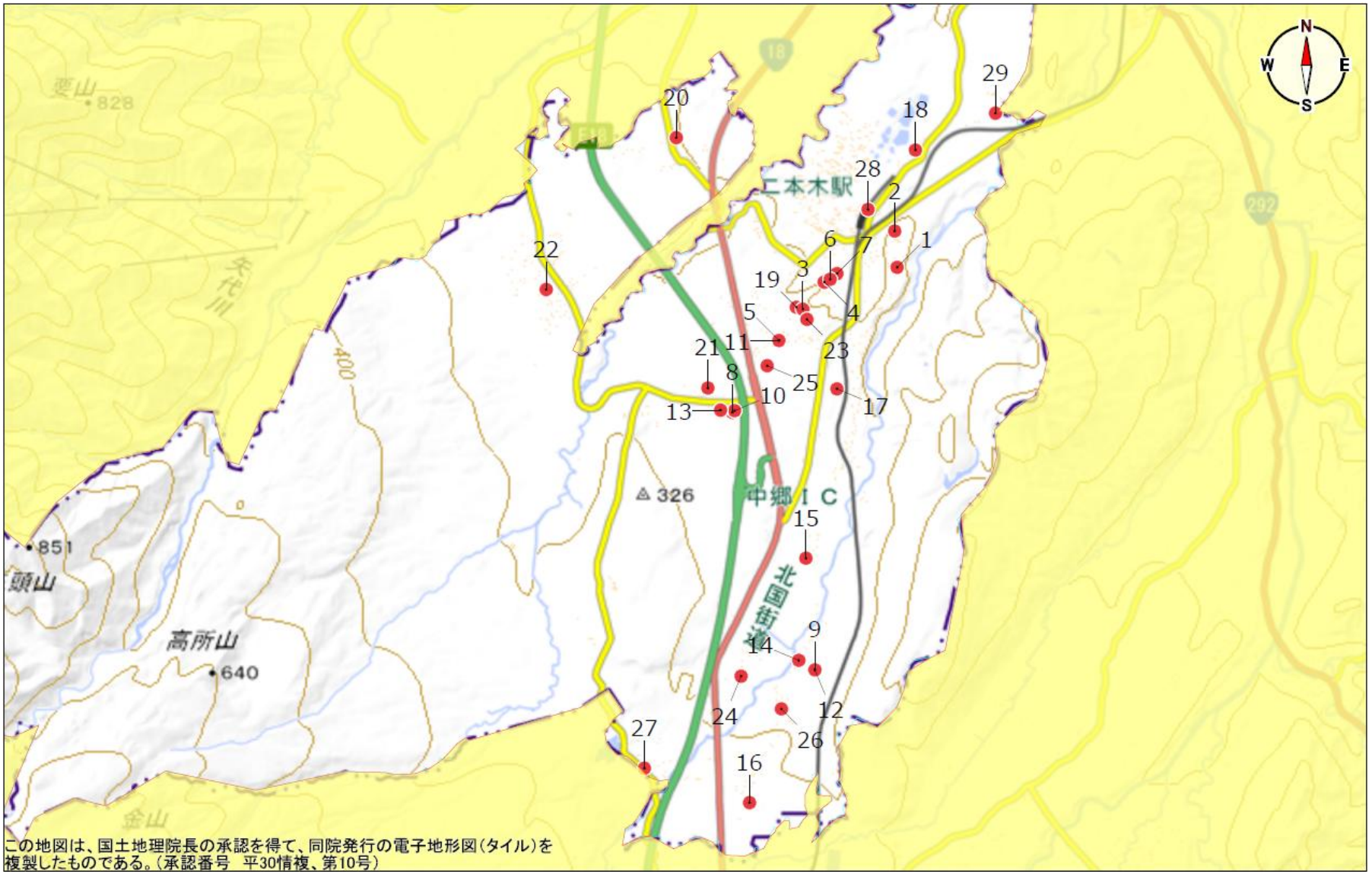
1　施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	上越市立中郷小学校	小学校	コンクリ	33/47	5,279.45	85	31,894	375,224	直営	別の計画等
2	上越市立中郷中学校	中学校	コンクリ	19/47	6,085.46	60	38,509	641,817	直営	別の計画等
3	中郷保育園	保育園	コンクリ	41/47	1,568.49	38	39,045	1,027,500	直営	別の計画等
4	中郷総合運動公園（ゲートボールコート）	屋外ゲートボール場	–	34/–	0.00	84	341	4,060	直営（業務委託）	現状維持
5	中郷保健相談センター	保健センター	コンクリ	39/50	561.15	1,415	2,754	1,946	直営	現状維持
6	中郷総合体育館	体育館	コンクリ	38/47	5,019.69	14,152	5,667	400	直営（業務委託）	現状維持
7	中郷総合運動公園（屋外運動場）	多目的広場・グラウンド	–	42/–	0.00	3,386	399	118	直営（業務委託）	現状維持
8	はーとぴあ中郷	基幹的総合施設	コンクリ	26/50	3,290.54	9,864	25,020	2,536	直営	現状維持
9	片貝地域生涯学習センター	生涯学習センター	コンクリ	35/50	657.24	1,333	5,076	3,808	直営	現状維持
10	中郷地区公民館	公民館	コンクリ	26/50	3,290.54	0	0	–	直営	現状維持
11	中郷コミュニティプラザ	コミュニテイプラザ	コンクリ	39/50	751.73	7,825	18,300	2,339	直営（業務委託）	現状維持
12	片貝縄文資料館	博物館・文化歴史関係施設	コンクリ	36/50	2,156.62	2,181	1,973	905	直営	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
13	市営賃貸住宅　さくらハイツ	市営賃貸住宅	コンクリ	28/47	1,308.03	29	-3,156	-108,828	直営	別の計画等
14	片貝農村公園	農村公園	-	32/-	0.00	-	67	-	直営	別の計画等
15	市屋農村公園	農村公園	-	31/-	0.00	-	114	-	直営	別の計画等
16	稲荷山農村公園	農村公園	-	30/-	0.00	-	179	-	直営	別の計画等
17	二本木農村公園	農村公園	-	25/-	0.00	-	117	-	直営	別の計画等
18	藤沢児童遊園	児童遊園	コンクリ	44/-	6.68	-	69	-	直営	別の計画等
19	野林児童遊園	児童遊園	コンクリ	43/-	10.07	-	99	-	直営	別の計画等
20	西福田児童遊園	児童遊園	木造	38/-	7.45	-	50	-	直営	別の計画等
21	八斗蒔児童遊園	児童遊園	-	34/-	0.00	-	64	-	直営	別の計画等
22	岡沢児童遊園	児童遊園	木造	34/-	14.90	-	58	-	直営	別の計画等
23	金山児童遊園	児童遊園	-	53/-	0.00	-	494	-	直営	別の計画等
24	江口児童遊園	児童遊園	-	23/-	0.00	-	43	-	直営	別の計画等

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
25	下中嶋児童遊園	児童遊園	-	26/-	0.00	-	9	-	直営	別の計画等
26	福崎児童遊園	児童遊園	-	23/-	0.00	-	59	-	直営	別の計画等
27	中郷松ケ峯第1駐車場	無料駐車場	-	59/-	0.00	0	0	-	直営	別の計画等
28	中郷二本木駅前駐車場	無料駐車場	コンクリ	5/-	29.36	-	0	-	直営	別の計画等
29	中郷霊園	霊園	鉄骨	34/-	8.81	1,716	114	66	直営	別の計画等
	小計					42,168	167,358	3,969		

2　位置図


N
W
E
S
上本木駅
中郷ＩＣ
北国街道
△326
828
851
頭山
高所山
640
400
292
18
29
20
18
28
2
1
22
6
7
19
3
4
5
11
21
23
8
25
10
17
13
15
9
14
24
12
26
27
16
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平30情複、第10号）

基本情報に関する凡例①

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - 鉄骨：鉄骨造（S造）
 - 「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - 農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - 特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - 公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - 霊園は、利用区画数
 - 斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

基本情報に関する凡例②

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - 現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - 廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - 休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - 貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - 用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - 後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - 引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

２　位置図

- 位置図上の番号は、「１　施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

資料No.2
中郷区地域協議会
R8.8.24

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、「使用できる」こととします。

１　安全対策に向けた留意事項等

別紙１をご覧ください。

２　消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙２をご覧ください。

３　その他

町内会には、８月５日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

安全対策に向けた留意事項等

別紙1

上越市 JOETSU CITY

留意事項

【消火訓練】
- 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年１回以上実施するものとする。
- 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】
- 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】
- 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年１回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】
- 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- 消火栓の操作に関する訓練
- ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）



【消火栓を使用した消火活動の例】
- 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】
- ホースは使用できる状態か。
- 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。　※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要

消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2

上越市 JOETSU CITY

市への相談

・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等は行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年１回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

・日時、場所、参加者を決める。
・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

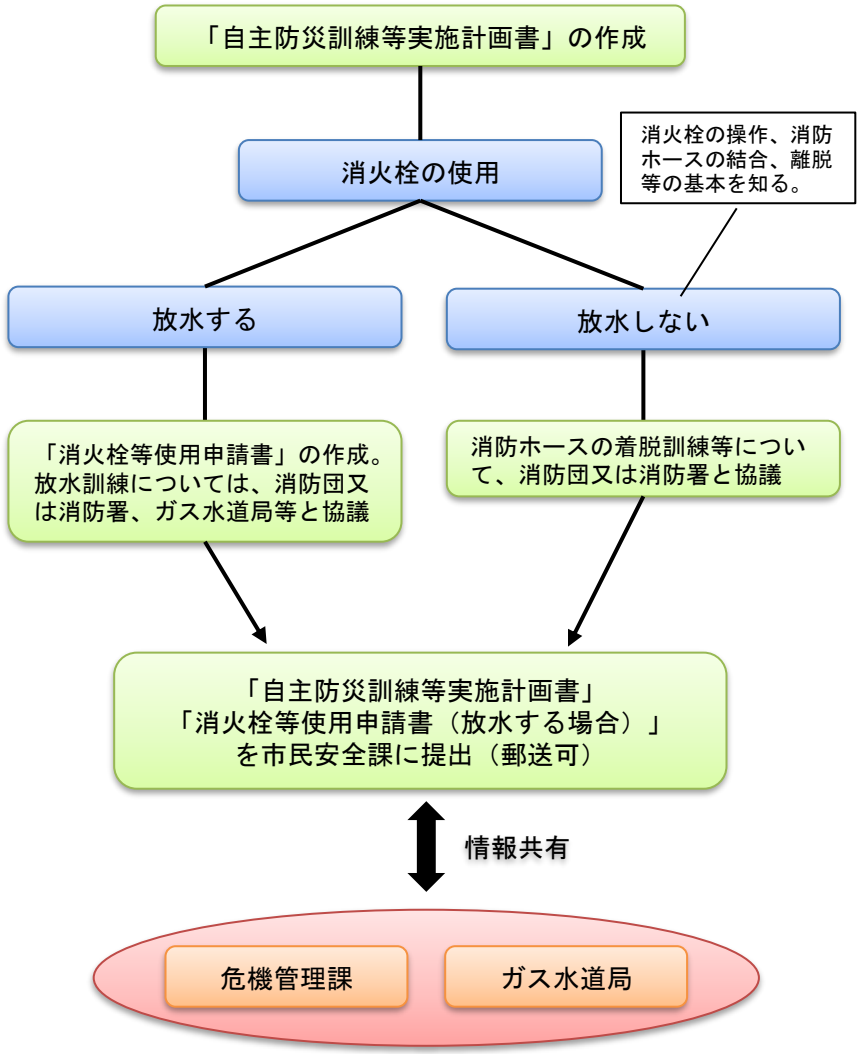
各種申請等

・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ



資料№3
中郷区地域協議会
R8.8.24

地域協議会会長会議　次第

と　き　令和８年８月 17 日（月）
　　午後２時から
ところ　上越市市民プラザ
　　２階　第１会議室

１　開　　会

２　議　　題
　地域自治の推進に向けた今後の方策案について

３　そ の 他

４　閉　　会

（メモ）

令和８年７月１７日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について

地域協議会との意見交換結果（概要）　・・・・・・　資料１

地域独自の予算事業に代わる新たな財源支援の仕組みについて　・・・・・・　資料２

【参考】地域自治の推進に向けた今後の方策案について
（令和８年５月　地域協議会提示資料）　・・・・・・　資料３

総合政策部

地域協議会との意見交換結果（概要）

資料１

開催状況

開催日：令和8年5月19日（火）～7月1日（水）　対象：28地域協議会

主な意見と回答

項目	小項目	主な意見	回　答
地域活動への支援（財源支援の仕組み）	制度全般	• 補助率10割、提案期限の延長について、改善と受け止める。補助制度の早期の明確化、周知を求める。 • 現行制度において実施している事業が継続して取り組めるよう予算枠の確保を求める。 • これまで自主財源の確保に向けて取り組んできたのに複雑な心境である。	• 一定の合意が得られれば、8月下旬を目途に制度概要を公表し、周知を開始したい。 • 継続か新規かで取組の優劣はつけられないが、予算枠については、これまでの活動実績も踏まえながら検討する。 • 補助率10割とはいえ、限られた予算枠の中で、協賛金や売上の確保などができる取組は、引き続きご尽力いただきたい。
	事業名称	• 「協働・共創まちづくり補助金」という名称は長く、言いづらい。	• 「協働・共創」に込めた意味もあるが、分かりやすい名称にできるか改めて検討する。
	審査	• 地域協議会での審査が負担になることを懸念する。 • 区によって採択基準が異なると、採択される事業に差が出ることを懸念する。 • 地域協議会が審査することの位置付けが不明瞭である。	• 統一的な基準に基づき書類確認を行うなど、できるだけ負担の少ない形で評価や意見をお願いする。 • 位置付けについては改めて整理する。
	対象経費	• 物品購入・修繕・工事等の扱いについて、柔軟な運用を求める。 • 経費区分に応じた上限額の設定など、明確なルール提示が必要である。	• 「地域独自の予算事業」を基本に、対象外経費など一定のルールを設ける。 • 一方、地域事情に応じて活用しやすい補助制度とするため、左記のような具体的なルールの設定までは考えていない。
地域運営組織への支援	組織立ち上げ	• 既存の住民組織との関係について整理が必要である。 • 担い手不足や地域コミュニティの希薄化により、組織の新設や組織化自体が難しい。一度立ち上げても、継続・自立性を不安視する。 • イメージしやすいようモデル地区を立ち上げるべきである。	• 地域の意向を尊重するため、28区一斉の取組は想定していない。モデル地区のような形で団体の立ち上げや伴走支援することも検討する。 • 地区によっては相応の時間を要する検討になると考える。 • 他自治体の例を踏まえながら、地域の意向や既存の住民組織の状況などに応じて、より具体的な進め方を説明したい。
	支援内容	• 人的支援、人件費支援には賛同する。支援内容を明確にしてほしい。	

地域協議会との意見交換結果（概要）

主な意見と回答

項目	小項目	主な意見	回　答
地域協議会	役割・機能	• 協議機能と実行機能の連携が難しい。 • 地域運営組織との役割分担が重要である。	• むしろ実行組織である地域運営組織への支援によって連携しやすくなる面もあると考える。 • 「審査主体」、「合意形成機関」としての位置付けを再整理する。 • 地域運営組織の運営状況に応じては、将来的には地域協議会との一体的な運用もあり得る。
	地域ビジョン	• 地域協議会が策定することはハードルが高いのではないか。策定するにしてもスケジュール的に厳しい。 • まちづくりを進める上で地域ビジョンの策定は重要である。簡易なものにとどめず、多様な意見を聞いて作り上げる必要がある。	• 令和8年度は、「地域活性化の方向性」を活用することを基本とし、次年度以降に任意で更新をお願いする。 • 地域のニーズを踏まえ、市職員が支援を行う。
	委員選定	• 公募公選制について、継続を賛成する。 • 担い手不足・偏り（高齢・男性中心）の課題が残る。 • 若者が参加しやすくなるよう報酬を出すべきである。	• 公募公選制を継続することや、報酬を得ることに伴う懸念について意見があったことを踏まえ、無報酬とした。 • 運営手法の見直しや活動内容の広報の充実などは随時行っていく。
	その他の運営課題	• 市民からの認知度が低いため、ＰＲ強化が必要である。 • 委員の負担、モチベーション維持が課題である。	
その他	全般	• 制度変更が続いていることへの不信感、不安を感じる。	• 制度変更に伴い、より良いものとなるよう努めていく。 • 令和4年度から検討を続けている。早期の制度周知に向けて、地域の団体などへの丁寧な説明に努める。 • 会長会議は必要に応じて実施する。
	スケジュール	• 意見交換後のスケジュールが短く、検討期間が不足している。 • 検討期間が長い。早期の制度確定・周知を求める。 • 会長会議や説明機会の充実を求める。	
	その他	• 地域間、団体間での情報共有の強化が必要である。 • 13区と15区で市の事務局体制が異なるのは課題である。（総合事務所とまちづくりセンター）	• 新たな取組である、地域づくりの学び合いの機会創出を通して、情報共有の強化を図る。 • 13区か15区かに関わらず、今回の方策案を推進できるよう体制を整える。将来的には体制の見直しも想定している。

資料２

地域独自の予算事業に代わる新たな財源支援の仕組みについて

令和８年７月
地域政策課

新たな財源支援の仕組みの概要

一部修正

（仮称）協働・共創まちづくり補助金　＋　（仮称）まちづくりスタートアップ補助金

ポイント

- ✓ 自己負担が生じる問題への対処、提案期限への配慮、高額経費の計上への対応
- ✓ 旧制度の良い点を継承・・・
 - 地域活動支援事業：地域協議会の「協働の要」としての役割、予算の枠配分
 → 地域協議会が審査に関わることにより、地域の合意による実施を担保（制度①にて対応）
 - 地域独自の予算事業：提案のしやすさ
 → 地域協議会は審査に関わらず、萌芽的な活動を推奨（制度②にて対応）

【制度概要】

① （仮称）協働・共創まちづくり補助金
地域が主体的に考え、地域の様々な担い手による連携・協働により、持続可能な地域づくりに貢献する活動を支援

② （仮称）まちづくりスタートアップ補助金
地域課題を主体的に捉え、新たにまちづくりへ一歩踏み出すような活動を支援。新たなまちづくりの担い手の発掘にも期待

① （仮称）協働・共創まちづくり補助金

提案団体 ▶ 地域協議会（基づき選定ビジョンに） ▶ 採択

【概　要】
地域自治区ごとに一定の予算枠を設定（均等割、人口割）
地域協議会で策定する「地域ビジョン」に基づく公益的な地域活動へ補助

【対象団体】
地域の団体（5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体）

【補助率・予算額】
10/10以内。ただし、事業収入を控除するほか、交際費・飲食費などの対象外経費を設定
予算総額は、現在見直しを行っている市の財政計画や、これまでの地域活動支援事業、地域独自の予算事業の状況等を踏まえて設定

【予算計上方法・提案時期】
地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末まで

【地域意見の反映手法】
地域協議会にて評価・意見（簡素な方法を想定）

② （仮称）まちづくりスタートアップ補助金

提案団体 ▶ 市 ▶ 採択

【概　要】
新規事業の実施に係る初期費用への支援
区域を越えた活動や区域を限定しない活動も対象

【対象団体】
地域の団体（2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体）

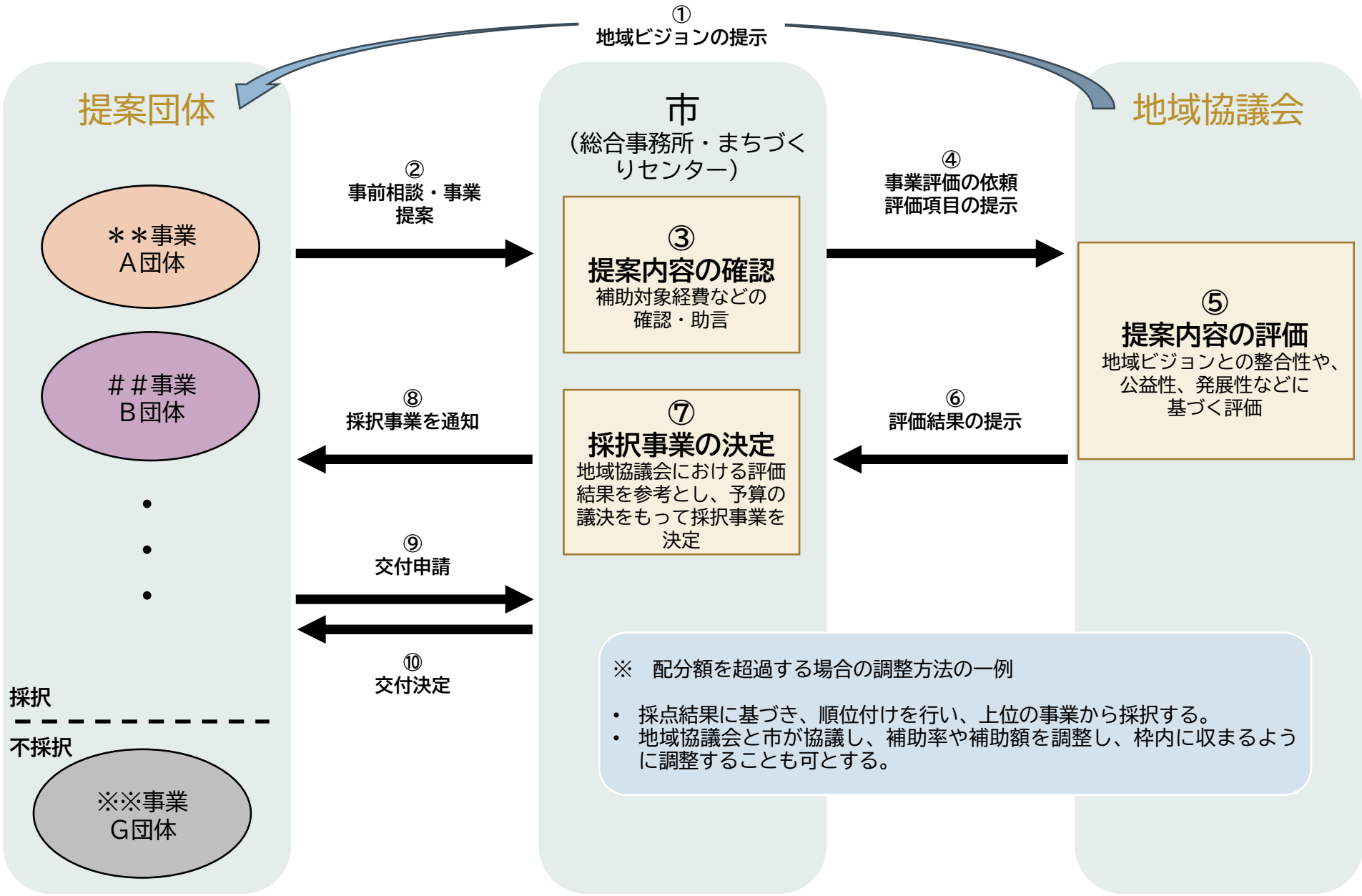
【補助率・予算額】
定額補助（上限10万円程度）。①と同様に対象外経費を設定
予算総額は調整中

【予算計上方法・提案時期】
地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の4月から

【地域意見の反映手法】
なし（市のみで審査）

（仮称）協働・共創まちづくり補助金のフロー図（提案～交付決定）

一部修正



地域ビジョンの策定

一部修正

地域ビジョンの必要性と活用方法

- 人口減少の進行や社会経済環境が大きく変化する中、地域で様々な主体（市民・事業者・各種団体・行政等）が連携し、各区固有の地域課題に対応していくため、地域全体で進むべき方向性を共有するための指針が必要である。
- 地域における課題解決に向けた取組の整理・実施のよりどころとするほか、地域を将来に継承するため、地域の取組を誰が担うのかを考える上で地域ビジョンを活用していく。

地域ビジョンの策定方法

- 初年度は既に策定済みの「地域活性化の方向性」を活用。2年目以降はまちづくりに係る類似の指針等の転用、新たな作成も可とする。
- 今後、自主的審議や地域の団体等との意見交換等の成果の反映、地域住民と協働で策定するなど、必要に応じて更新作業を行う。
- 策定作業に当たり、総合事務所やまちづくりセンター等が支援する。

地域ビジョンのイメージ（一例）

区名	地域の現状と課題	まちづくりの方向性	各種取組
○○区	(1)、・・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・・	○・・・・・を目指します。 (1)、・・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・・	(1) ・・・・・事業 (1) ・・・・・事業 (1) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (3) ・・・・・事業 ← 取組が不足している分野

① これまでの議論、意見交換等を踏まえ、地域の課題を列記

② 地域活性化の方向性を基に取組方針を設定

③ 地域で現在取り組んでいる活動を見える化

④ 取組が弱い・不足している等の分野の気づきを得る

⑤ ビジョンへの追加・修正や取組の更新の検討に活用

地域ビジョンの完成イメージ

○○区

※本様式のほかに、内容を補足する資料を添付することも可能とする

作成日：令和○年○月○日

目指す地域像

○○○○○な地域を目指します。

地域の現状（特徴・魅力・課題）

① 歴史資源（雁木・町家・寺院など）について

良い点：・歴史的建造物や町並みといった地域資源がある

課題：・若い世代への地域文化の継承が進みにくい

② ○○○○○

良い点：・・・

課題：・・・

③ ○○○○○

良い点：・・・

課題：・・・

④ ○○○○○

良い点：・・・

課題：・・・

※地域の現状をおおむね4～5分野で整理

対応方針（項目ごとの対応）

① 雁木・町家・寺院など歴史資源をいかした活動を推進

（例）○○○○○事業

② ○○○○○

（例）○○○○○事業

③ ○○○○○

（例）○○○○○事業

④ ○○○○○

（例）○○○○○事業

※事例の記載は任意

※イベントの様子や四季折々の風景写真等

写真等

（○○の様子）

写真等

（○○の様子）

※写真の掲載は任意

補助対象の設定（（仮称）協働・共創まちづくり補助金）

補助対象とする事業

持続可能な地域づくりの推進に向けた、各区の地域ビジョンに合致した地域活動の取組

＜取組の例＞地域福祉活動の推進（送迎・宅配、見守り、介護予防など）、町内会などコミュニティ活動の支援（除雪ボランティアなど）、地区内の集いの場づくり、地域振興につながるイベントの実施、移住定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、イベント実施など）　など

補助対象外とする事業

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備
○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
○ 備品の購入・設備の設置が主目的となるなどの地域活動が伴わない取組
○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
○ 政治活動・宗教活動を目的とする取組や公序良俗に反する取組
○ 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する取組　など

補助対象外とする経費

1. 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
2. 団体等による事業実施に向けた企画検討会議や打合せ、懇親会等に係る人件費、旅費等のほか、役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
3. 事業による直接的な受益が提案者や提案者に加盟する団体等の構成員、参加者等に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備の修繕等、教室、大会等の開催等に係る経費
4. 景品やトロフィ、参加賞など個人への給付に係る経費
5. 先進地等への視察に係る旅費や使用料及び賃借料等の経費
6. その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

＜主な経費の例＞

区分	○　対象となる経費（例）	×　対象とならない経費（例）
報償費	○　講師への謝金など	×　専門性のない方への謝金
旅費	○　講師の交通費など	×　視察に係る旅費
需用費	○　給水を目的とした飲料水 ○　ポスター等の印刷代など	×　左記を除く飲食費
役務費	○　ボランティア保険など	×　―
委託料	○　会場設営業務、警備業務など	×　事業全てを委託する委託費
使用料及び賃借料	○　会場使用料、機器借上料など	×　団体運営に係る事務所借上料
工事請負費	○　活動のために必要な工事	×　道路の白線、防犯灯などの活動を伴わない設備の整備
備品購入費	○　活動のために必要な備品	×　楽器やユニフォーム

地域協議会における評価方法（（仮称）協働・共創まちづくり補助金）

評価の考え方

- 補助事業の審査・採択については、最終的に市が責任を有する。
- 地域協議会は、住民と行政との「協働の要」であり、地域の課題について話し合う役割があることから、委員の負担軽減に配慮しながらも、事業の選定プロセスに一定程度関わっていただく。
- 市は全区共通の評価項目を設定し、地域協議会委員には、評価項目ごとに優れていると考える項目に◎〇を付ける方法により評価をお願いする。
- 地域協議会全体の◎〇の多寡によって、採択事業の優先度を確認する。

＜評価項目（例）＞

評価項目	確認の視点	判定
地域ビジョンとの整合	提案事業が各区で策定した地域ビジョンに合致しているか。または、地域ビジョンに追加すべきものか。	
	・・・など	
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。	
	補助金を充てて購入した物品や修繕した設備等が、長く地域で活用される見込みがあるか。	
	提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	
	・・・など	
必要性	地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	◎
	地域の実情や住民要望に対応したものか。	〇
	・・・など	を記載
実現性	目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。	
	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	
	・・・など	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	
	協賛金や参加費など自主財源の確保に努めているか。	
	・・・など	
発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	
	事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。	
	・・・など	

過去の補助制度との比較

項目		（仮称）協働・共創まちづくり補助金（R9～）	地域独自の予算事業補助金（R5～R8）	地域活動支援事業補助金（H22～R4）
予算枠		地域自治区ごとに配分額あり 総額は精査中（R9は経過措置あり）	予算枠・上限額なし	地域自治区ごとに配分額あり 総額1.8億円
補助率上限		10/10	7/10 （令和元年度～4年度のいずれかに地域活動支援事業を活用してきた取組を継続する場合は、経過措置として9/10）	10/10
主な対象外経費		地域独自の予算事業における対象外経費を基に若干追加	地域の活動を伴わないハード整備、ユニフォーム・楽器等の受益が限定される物品の購入	地域自治区ごとに設定
提案	提案者	地域の団体 （構成員5人以上、営利団体は除く）	地域の団体（構成員2人以上）、地域協議会、総合事務所・まちづくりセンター	地域の団体 （構成員5人以上、営利団体は除く）
	提案内容の検討	提案者（地域の団体等）と市が一緒に考える	提案者（地域の団体等）と市が一緒に考える	提案者（地域の団体）のみ
	提案期限	事業実施前年度の12月末	事業実施前年度の8月末（新規事業）、9月末（継続事業）	地域自治区ごとに設定（おおむね4月末まで）
選定	地域協議会	②地域ビジョンの策定、事業内容の評価	③採択事業の確認	②審査基準（採択方針）の設定、事業の審査
	市	①評価基準の設定 ④採択事業の決定	①審査（各事業）	③採択事業の決定 （地域協議会の検討結果を尊重）
	市議会	③議決（各区への配分額）	②議決（各事業）	①議決（各区への配分額）
予算化	予算要求主体	地域政策課	総合事務所・まちづくりセンター （地域政策課は制度趣旨に即しているか確認）	自治・地域振興課
	予算計上事業	総務管理費（2款1項）	各課等の事業に目的別に計上	総務管理費（2款1項）
	予算執行	総合事務所・まちづくりセンター	総合事務所・まちづくりセンター、各課等	総合事務所・まちづくりセンター

今後のスケジュール（令和8年度）

一部修正

項目	小項目	R8(2026) 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9(2027) 1月	2月	3月
方策案についての意見交換・修正	地域協議会		●5/19-7/1　意見交換			●地域協議会会長会議（予定）							
	住民組織			●意見交換									
	有識者				●意見交換								
	市議会		●勉強会		●所管事務調査								
地域活動への新たな補助制度の実施	市議会												予算審議
	活動団体					募集開始				締切			
	市					●市長記者会見 相談対応等					検収		事業決定
	地域協議会											意見・評価	
						手続説明、ビジョン策定説明等							

資料３

地域自治の推進に向けた
今後の方策案について

令和８年５月
地域政策課

地域自治推進の取組 | INDEX

1　これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　今後の取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3　地域活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

4　地域運営組織への支援・・・・・・・・・・・・・・・・17

5　地域協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

6　地域自治区の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

7　今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・27

- これまでの取組 -

地域自治推進の取組

上越市における地域自治区制度の沿革

平成17年 13区に地域自治区（合併特例法）、地域協議会、総合事務所を設置

平成18年 ○上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会

上越市における都市内分権及び住民自治の在り方を探ることを目的として、平成18年4月、地方自治に高い知見を有する5名の学識経験者からなる上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会を設置し、地域自治区を基軸とした議論を通して、地域自治区及び地域協議会の在り方や住民組織とのかかわり等について研究を実施。

平成20年 上越市自治基本条例制定、13区の地域自治区を地方自治法に基づく一般制度へ移行

平成21年 15区に地域自治区（一般制度）、市内3か所にまちづくりセンターを設置

平成25年 ○上越市地域協議会の一層の活性化に向けた検証会議（～H26）

上越市では、平成25年度から2年間にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向け、制度の検証作業を実施。

令和 4年 ○地域自治推進プロジェクトに着手

地域の活力が高まるよう、地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化に向けて検討に着手。

地域自治推進の取組

地域自治推進プロジェクトにおける検討

※ 地域協議会委員との意見交換会（令和7年5～7月実施）資料から変更修正なし

≪現状に対する課題認識≫

「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような、
自治区単位での**自主的な活動がなかなか広がらない**

要因
- 活動を企画・実行する**人材の確保が困難**
- 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、**地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的**

≪課題解決の方向性≫

地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら**地域の活力を高めていく取組を実現**



≪検討の観点≫

- どうやって**「地域のことを地域で実行できる取組」**を生み出していくか
- どうやって**「地域の人材」**を取り込むか
- どうやって**「地域のニーズ」**を把握していくか

≪目　的≫　地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を図る

≪検討事項と論点例≫

① 地域自治区の区域
　論点　区域設定の考え方の再整理
② 地域協議会
　論点　役割の再整理
③ 地域の団体
　論点　公益的活動の充実
④ 財源支援の仕組み
　論点　事業の検討・提案方法、評価方法
⑤ 総合事務所及びまちづくりセンター
　論点　地域との関わり方

≪これまでの取組≫

- 地域活動支援事業　→　地域独自の予算事業（令和5年度～）

- 総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- 住民組織など地域の活動団体へのヒアリング調査
- 地域協議会委員へのアンケート調査
- 外部有識者からの意見聴取　　など

≪最終目標≫

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

地域自治推進の取組

地域協議会との意見交換会（R7年5～7月）

※ 地域協議会委員との意見交換結果資料（令和7年8月）から一部加工

	現行制度	方策案R7.3	主な論点
地域自治区の区域	• 28区	• 28区を維持 • 地域の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを検討	• 制度導入から20年が経過し、13区と15区ではそれぞれ状況の違いが明らかである。自治区制度の枠組みを堅持しつつも、制度運用に当たっては、区ごとに柔軟な対応が取れるような制度設計が可能かどうか。
地域協議会 (1) 役割（取組）	• 諮問、答申 • 自主的な審議	• 諮問、答申 • 自主的な審議 • 地域ビジョンの策定	• ビジョンについては、簡便な内容を求める声もあれば、実効性のあるしっかりした内容とすべきとの声もある。実効性や実現性を両立するため、どの程度の計画内容やプロセスを想定するか。 • 公募公選の存続を希望する声も聞かれた。「団体推薦＋公募」に公募公選の要素を追加するなどの方法も考えられるのではないか。 • 団体推薦は、区ごとに状況が異なるため、上手く運用できるのか。（団体数が多い市街地の区では選ぶのは困難であり、少ない区では幅広い業種からの推薦は困難） • 定数枠について、青天井ではなく「人口規模に応じた定数上限」又は「各区の現定数を上限とする」などの制限が必要ではないか。 • 任期は制限するべきではないという声や、一斉改選により議論の継続性が失われないようにとの意見もあるが、どのように対応するか。 • 報酬がかえって活動の足かせとなる可能性もある中、費用弁償の在り方も含めてどのように設定するか。
(2) 委員選定	• 公募公選	• 団体推薦+公募（選任投票なし）	
(3) 人数	• 定数（12～20人）	• 団体推薦委員…地域の実情に応じて決める • 公募委員…団体推薦委員と同数以下 • 地域ごとに下限を設定、上限なし	
(4) 任期・期数	• 4年 • 期数制限なし	• 4年 • 連続2期まで	
(5) 報酬	• 無報酬	• 一定額を支給	
(6) 費用弁償	• 1,200円/1出席	• 交通費実費	
地域の団体（地域運営組織）	• 資金支援（住民組織活動基盤整備事業、公の施設の使用料減免、主催、共催、後援等）	• 人的支援 • 資金支援 • アドバイス等支援	• 15区の多くには、方策案にあるような住民組織は存在していない。どのような組織を、どのように立ち上げていくのか。

地域自治推進の取組

地域協議会との意見交換会（R7年5～7月）

※ 地域協議会委員との意見交換結果資料（令和7年8月）から一部加工

	現行制度	方策案R7.3	主な論点
財源支援の仕組み	• 地域独自の予算事業	• 方策案①（地域ビジョンに基づき実施） • 方策案②（その他市民活動の支援）	• 市の財政的な制約や他の補助金との整合性などに気を配りながら、補助対象、上限額、補助率等をどのように設定するか。 • 地域独自の予算事業では、予算編成のプロセスを考慮して前年度の申請をお願いしているが、実施までに時間が空き過ぎるとの声もある、スピード感を改善できるかどうか。
地域自治区の事務所	• コミュニティプラザの設置運営 • 公民館の設置運営 • 総合事務所及びまちづくりセンターによる伴走支援 • 集落づくり推進員の配置（12地区）	• 集落づくり推進員の配置拡充 • 地域とのかかわりの強化 • 公民館主事との連携強化	• 集落づくり推進員や公民館主事には、既存の業務がある中で、地域自治の支援に参画あるいは連携していただくために、どのような調整が必要か。 • 全庁的な人員配置の在り方を踏まえつつ、まちづくりセンターの権限と体制をどのように考えるか。

地域自治推進の取組

令和7年度 市民活動支援講座

趣旨・目的

- 地域自治推進プロジェクトとして検討してきた「地域自治」の考え方や、地域自治を推進する仕組みの一つである「地域運営組織（RMO）」の重要性・必要性を広く共有する。
- 国内での具体的な活動事例から地域運営組織の具体的なイメージを学び、理解・関心を深め、当市にふさわしい組織の在り方について考える機会とする。

開催実績　～地域運営組織（RMO）ってなに？～

開催日	内容	講師・コーディネーター	参加者数
R7.9.29	地域自治と地域運営組織のイロハ	東京都立大学法学部教授 大杉　覚　氏	62名
R7.10.24	公民館を拠点とした「まち協」による地域づくり	白石市市民経済部まちづくり推進課 主幹 佐々木　さつき　氏 白石市斎川公民館斎川まちづくり協議会 事務長 佐藤　幸枝　氏 NPO法人まぢラボ 石本　貴之　氏	52名
R7.11.15	都市と地方・農村をつなぐ地域運営組織	世界ファーマーズマーケット連合代表 リチャード・マッカーシー　氏 ウッドワーク・杣事務所 代表 関原　剛　氏	54名
R7.12.23	多世代参加と連携を活かした地域づくり	高根フロンティアクラブ 会長 鈴木　信之　氏 一般社団法人高根コミュニティラボわぁら事務局 能登谷　愛貴　氏 NPO法人まぢラボ 石本　貴之　氏	46名
R8.3.14	持続可能なまちづくりに向けた地域運営組織のあり方	一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長 藤山　浩　氏	56名



－今後の取組の方向性－

地域自治推進の取組 | 今後の取組の方向性

今後の方向性（総論）

✓ 地域を将来にわたり維持していくため、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進する。

- 人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な取組に加え、地域主体のコミュニティによる取組（地域自治）の重要性が高まっている。
- 特に、地域自治の強みである顔の見える信頼関係や小回りの利く対応力、地域への愛着・誇りなどを糧とし、分野横断的・総合的な地域づくりに取り組むことができるよう、市として必要な連携・支援を行っていく。

社会情勢の変化	取組の方向性		
・人口減少、少子高齢化の進行等 ↓ ・担い手不足の深刻化 ・地域コミュニティの希薄化 ・行財政運営の深刻化 ・市民ニーズや地域課題の複雑化・多様化	① 地域活動の活性化	具体的な取組	地域活動への新たな支援
	・地域振興につながるイベントの実施 ・地域福祉活動の推進（送迎・宅配、見守り、介護予防など） ・町内会など集落活動の支援（回覧配布、ごみ収集、除雪など） ・地区内の集いの場づくり（学び、食、暮らしなど） ・地区の情報発信、移住定住の促進、関係人口の創出		
	② 実行体制の構築		地域運営組織立ち上げ支援と自立に向けた助力
	・地域内の公益的な業務、役職、組織の棚卸 ・地域の取組を企画・調整するコーディネーターや事務員の配置 ・地域の経営指針の策定・運用 ・分野横断的、総合的な対応		
	③ 協議体制の構築		地域協議会の関わり方の見直し
	これまでの地域協議会を始めとする地域自治区制度の運用実績を土台とし、実行体制との連携を進める。		

→ 将来に希望の持てる**持続可能な地域づくりを推進**

地域自治推進の取組 | 方策案の骨子概要

方策案の修正内容

検討項目	現行制度	方策案　R7.3	方策案　R8.5
① 財源支援の仕組み 地域活動への支援	• 地域独自の予算事業	• 方策案①（地域ビジョンに基づき実施） • 方策案②（その他市民活動の支援）	• 方策案①（地域ビジョンに基づき、実施する事業を地域で決める制度） • 方策案②（まちづくりへの新たなチャレンジを支援する制度の新設） • 地域づくりの学び合いの場の創出
② 地域の団体 地域運営組織への支援	• 資金支援等（車両購入補助、事業の共催・後援、公の施設の使用料減免）	（現行制度に加え） • アドバイス等支援 • 人的支援 • 資金支援	（現行制度に加え） • 地域運営組織の立ち上げ・移行支援 • 人的支援 • 資金支援（車両購入補助の拡充）
③ 地域協議会 ⑴ 役割（取組）	• 諮問、答申 • 自主的な審議	• 諮問、答申 • 自主的な審議 • 地域ビジョンの策定	• 諮問、答申 • 自主的な審議 • 地域ビジョンの策定・運用（地域活性化の方向性等の活用）
⑵ 委員定数	• 公募公選	• 団体推薦＋公募（選任投票なし）	• 公募公選
⑶ 人数	• 定数（12～20人）	• 団体推薦委員…地域の実情に応じ決定 • 公募委員…団体推薦委員と同数以下 • 地域ごとに下限を設定、上限なし	• 定数（12～20人）
⑷ 任期・期数	• 4年 • 期数制限なし	• 4年 • 連続2期まで	• 4年 • 期数制限なし
⑸ 報酬・費用弁償	• 無報酬 • 1,200円/出席	• 一定額 • 交通費実費	• 無報酬 • 1,200円/出席

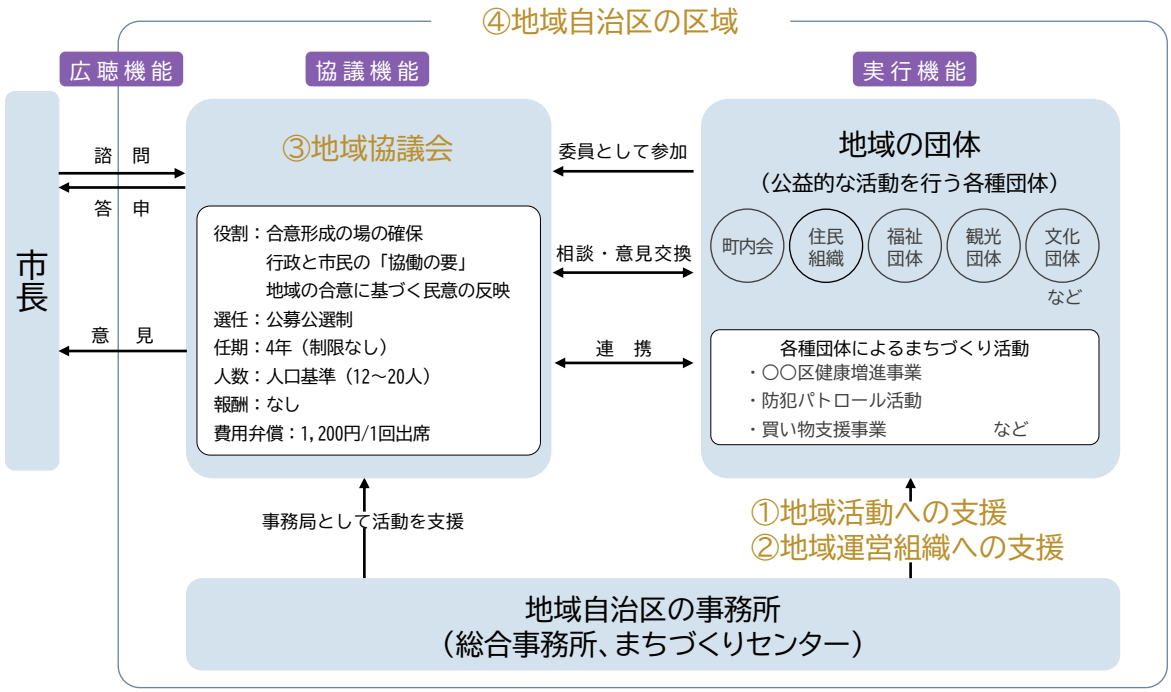
地域自治推進の取組 | 方策案の骨子概要

方策案の修正内容

検討項目	現行制度	方策案　R7.3	方策案　R8.5
④ 地域自治区の区域	• 28区	• 28区を維持 • 地域の実情を踏まえ、必要に応じて　見直しを検討	• 28区を維持 • 地域の実情変化や住民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討
⑤ 地域自治区の事務所（総合事務所及びまちづくりセンター）	• コミュニティプラザの設置運営 • 公民館の設置運営 • 総合事務所及びまちづくりセンターによる伴走支援 • 集落づくり推進員の配置（12地区）	• 集落づくり推進員の配置拡充 • 地域とのかかわりの強化 • 公民館主事との連携強化	（その他項目の進捗状況に応じ適宜対応）

目　的　地域を将来に渡り、維持していくための持続可能な地域づくり

検討項目　①地域活動への支援　②地域運営組織への支援　③地域協議会　④地域自治区の区域



－地域活動への支援－

地域自治推進の取組

新たな財源支援の仕組みの概要

協働・共創まちづくり補助金 ＋ まちづくりスタートアップ補助金

ポイント

✓ 予算を「枠」配分する・・・自己負担が生じる問題への対処、提案期限に配慮、高額経費の計上への対応

✓ 旧制度の良い点を継承・・・
- 地域活動支援事業：地域協議会の「協働の要」としての役割
 → 地域協議会が審査することにより、地域の合意による実施を担保（制度①にて対応）
- 地域独自の予算事業：提案のしやすさ
 → 地域協議会を通さないことにより、萌芽的な活動を推奨（制度②にて対応）

【制度概要】

① 協働・共創まちづくり補助金
- 地域が主体的に考え、地域の様々な主体による連携・協働により、持続可能な地域づくりに貢献する活動に対し、補助金を交付
- 一定の予算額を28地域自治区へ配分

② まちづくりスタートアップ補助金
- 地域課題を主体的に捉え、新たにまちづくりへ一歩踏み出すような活動を支援
- 新たなまちづくりの担い手や団体の発掘にも期待

① 協働・共創まちづくり補助金

【概　要】
一定額の補助金を28区を枠配分（均等割、人口割）
地域協議会で策定する「地域ビジョン」に基づく公益的な地域活動へ補助

【対象団体】
地域の団体（5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体。）

【補助率・額】
10/10以内。ただし、交際費・飲食費などの対象外経費を設定
総額は、現在見直しを行っている市の財政計画や、これまでの地域活動支援事業、地域独自の予算事業の状況等を踏まえて設定

【予算計上方法・提案時期】
地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末に締切

【審査】
地域協議会にて実施（簡素な方法を想定）

② まちづくりスタートアップ補助金

【概　要】
新規事業の実施に係る初期費用への支援
区域を越えた、区域にこだわらない活動も対象

【対象団体】
地域の団体（2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体。）

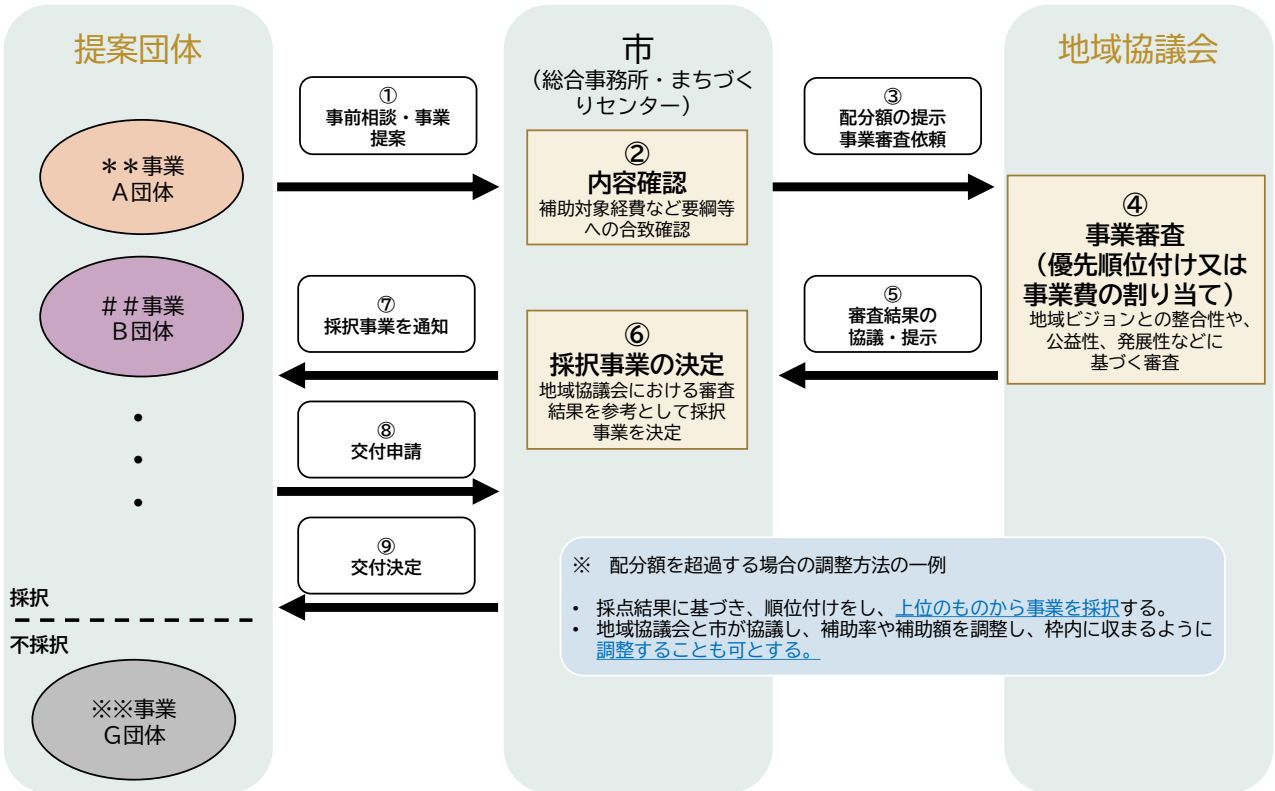
【補助率・額】
上限を設けて定額補助。①と同様に対象外経費を設定
総額は調整中

【予算計上方法・提案時期】
地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末に締切

【審査】
市で実施

地域自治推進の取組

①協働・共創まちづくり補助金 取組実施までの流れ



地域自治推進の取組

地域ビジョンの策定

地域ビジョンの必要性と活用方法

- 人口減少の進行や社会経済環境が大きく変化する中、地域で様々な主体（市民・事業者・各種団体・行政等）が連携し、各区固有の地域課題に対応していくため、地域全体で進むべき方向性を見失わないための指針が必要。
- 地域における課題解決に向けた取組の整理・実施のよりどころとするほか、地域を次代に継承するため、地域の取組を誰が担うのかを考える上で地域ビジョンを活用していく。

地域ビジョンの策定プロセスと骨子

- 当初は既に策定済みの「地域活性化の方向性」やまちづくりに係る指針等を転用することも可能。
- 今後、自主的審議や地域の団体等との意見交換等の成果の反映、地域住民と協働で策定するなど、必要に応じて更新作業を行う。
- 策定作業については、総合事務所やまちづくりセンター等が伴走支援する。

地域ビジョンのイメージ（一例）

区名	地域の現状と課題	まちづくりの方向性	各種取り組み
○○区	(1)、・・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・・ ① これまでの議論、意見交換等を踏まえ、地域の課題を列記	○・・・・・を目指します。 (1)、・・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・・ ② 地域活性化の方向性をベースとして取組方針を設定	(1) ・・・・・事業 (1) ・・・・・事業 (1) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (3) ・・・・・事業 手薄な分野 ③ 地域で現在取り組んでいる活動を見える化 ④ 取組が弱い・不足している等の分野の気づきを得る ⑤ ビジョンへの追加・修正や取組の更新の検討に活用

地域自治推進の取組

「地域づくりの学び合い」の機会創出

目的・概要

- 各地域で実施されている地域づくり（まちづくり）の取組を横断的に共有し、取組の成功や失敗など、お互いのノウハウを学ぶ場やネットワークづくりの場を創出する。（1年に1回開催。）
- 上記趣旨を踏まえ対面形式（オフライン）を基本とする。

交流イベント概要

地域づくり活動の発表

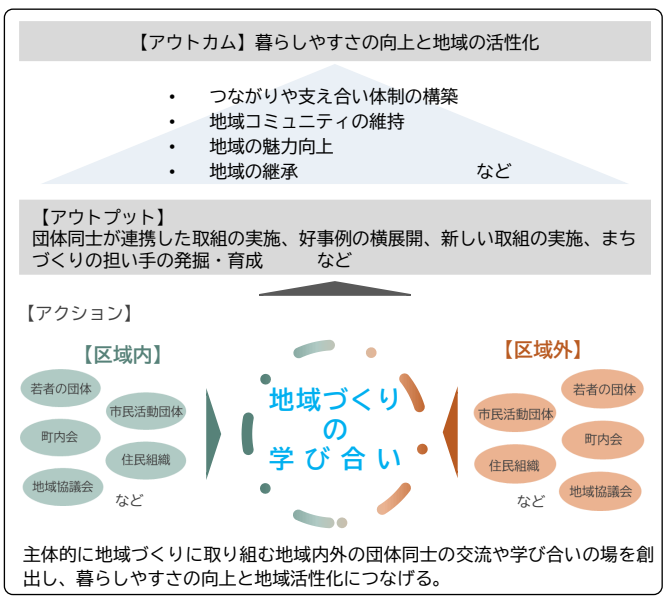
- 地域協議会、地域の団体（住民組織）、市の財源支援を活用した団体による取組事例等を発表。
- 3～4団体による事例を発表。
- 取組事例等の発表内容は、取組の目的、課題、今後の課題・展望、成功事例や失敗事例などを発表。

※様々な分野で活躍する団体や若者団体等との交流も検討。

活動団体の交流（ネットワークづくり）

- 地域の特産品やお茶菓子等を用意し、交流しやすい空間を創出。
- 必要に応じて各種団体のPRブースなどを設置。
- 市職員も積極的に団体間同士のネットワーキングに関わる。

コンセプトイメージ



主体的に地域づくりに取り組む地域内外の団体同士の交流や学び合いの場を創出し、暮らしやすさの向上と地域活性化につなげる。

－地域運営組織への支援－

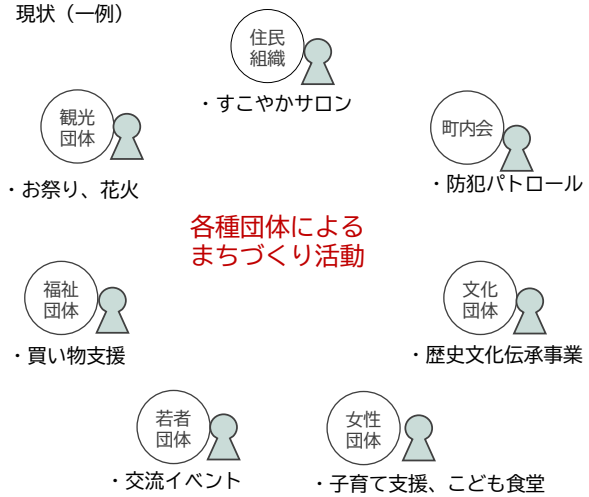
地域自治推進の取組

地域運営組織とは

- 地域自治の推進に向けた協議機能の強化は、地域課題を可視化し、合意形成を図るうえで重要ではあるものの、協議機能だけを強化しても、実行する主体が地域に存在しなければ、議論は具体的な成果につながりにくいものと考える。
- 特に、担い手不足が深刻化する現状においては、「誰が」、「どのように」実行するのかという体制が整っていないことが、地域課題解決を停滞させる大きな要因となっていることから、地域において課題解決を実践する「実行機能」の強化が求められる。

実行機能

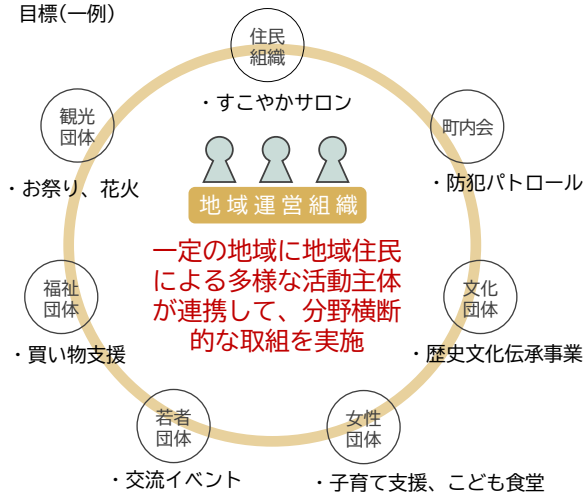
現状（一例）



- 人口減少や高齢化等の社会構造の変化により、地域づくりに関わる担い手不足や特定人材への負担の集中、役の重複、資金不足など様々な課題が散見される。
- それぞれの課題に対して住民組織や町内会などがバラバラに取り組んでも限界がある。

実行機能

目標（一例）



- 分野横断的な地域活動のインフラ（基盤）となる組織を立ち上げることで、地域で活動する既存の団体や住民のほか、移住者や関係人口などと力を合わせ、地域活動の持続可能性を高め、情報の共有、人材の交流を生み出す。

地域自治推進の取組 | 地域運営組織とは

地域運営組織の定義（総務省）

✓ 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

地域運営組織に求める要件

- 持続可能な地域づくりを目的とする組織
- 地域課題に対する分野横断的な取組の実施
- 町内会活動の補完や収益事業の実施
- 民主的な運営体制の確保
- 地域づくりにおける代表的な組織としての地域からの信任

など

具体的な取組の一例



送迎サービス

地域住民の移動を支える送迎サービスを始めた。



特産品の生産・地域住民の活躍の場づくり

地域の特産品であるシシトウの選果場を開設した。地域住民の活躍の場・健康づくりにもつながっている。



子育て支援

地域の交流施設で、保育サービスや子ども食堂、学習支援等を行っている。



高齢者交流サービス

地域の高齢者が集まれるサロンや食事会を定期的に開いている。

出所：総務省HP

地域自治推進の取組 | 地域運営組織の活動事例

（一社）ドリームレッド



■設立年月　令和4年3月
■事業　交通・運送、特産品開発、情報発信等
■事務所　赤郷交流センター内
■従業員数　26名　■役員　理事9名・監事2名

交通・運送事業（スクールバスの運行）



スクールバス車両　2台
■7人乗り（セレナ）
■14人乗り（キャラバン）

市からスクールバスの運行を請負い、
空き時間 を 地域の課題 の解消に。
地域デマンドバスで地域の足確保



桜の花見ツアー



通院・買物支援

雲南市 波多地区



■設立年月　平成25月
■事業　販売業務、交通、交流センター業務
■事務所　－
■職員数　4名　■役員　－

交流センター・販売・交通



交流事務に従事



販売レジに対応

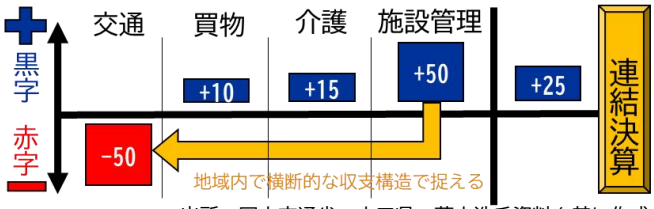


買い物客 送迎

一人多役

市からの交付金で、地域運営組織が地元人を雇用し
分野や集落を横断してつなぐ取組を実践

★これからの地域は横断的に事業を運営する組織が必要★



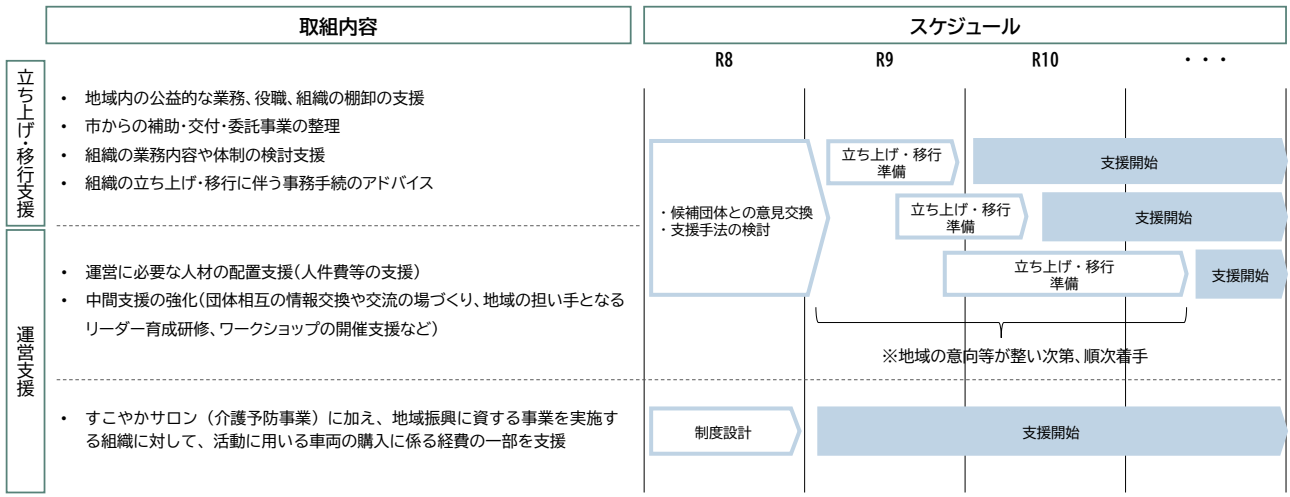
出所：国土交通省、山口県、藤山浩氏資料を基に作成

地域運営組織に対する支援

今後の方向性

- ✓ 地域のニーズを前提とし、地域自治区単位での公益的な活動の企画・実施を行政や各種団体と連携して総合的・持続的に取り組むことができる団体（地域運営組織）の設置を支援する。
- ✓ 組織運営に必要な人材確保や車両購入に係る経費の一部を支援する。

具体的な取組



－　地　域　協　議　会　－

地域自治推進の取組 | 地域協議会

今後の方向性

- ✓ 地域における実行機能の強化（地域運営組織の設置）に優先的に取り組む一方、現時点において、地域協議会は現行制度を引き続き運用する。
- ✓ また、地域ビジョンの策定・運用を行い、地域活動のよりどころとする。
- ✓ 将来的には地域運営組織との一体的な運用を行うことも想定。

区分	R7.3方策案概要	R8.5方策案概要
内容	① 諮問に対する答申 ② 自主的な審議 ③ 地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む『地域ビジョン』を策定	① 諮問に対する答申 ② 自主的な審議 ③ 地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む『地域ビジョン』を策定（「地域活性化の方向性」等の転用可）
委員選定	団体推薦＋公募 （選任投票なし、性別・年齢のバランスに配慮）	公募公選
人数	① 団体推薦委員・・・地域の状況に応じて決める（地域コミュニティ（住民組織、町内会）を始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化などの分野の団体を想定） ② 公募委員・・・団体推薦委員と同数以下とする ③ 地域の状況に応じて下限を定める	人口規模に応じて 12～20名
任期	4年	4年
期数	連続2期まで(1期4年の間隔を置けば再任可)	なし
報酬	一定額を支給	無報酬
費用弁償	交通費実費	1,200円/回

※ 現行制度と同様

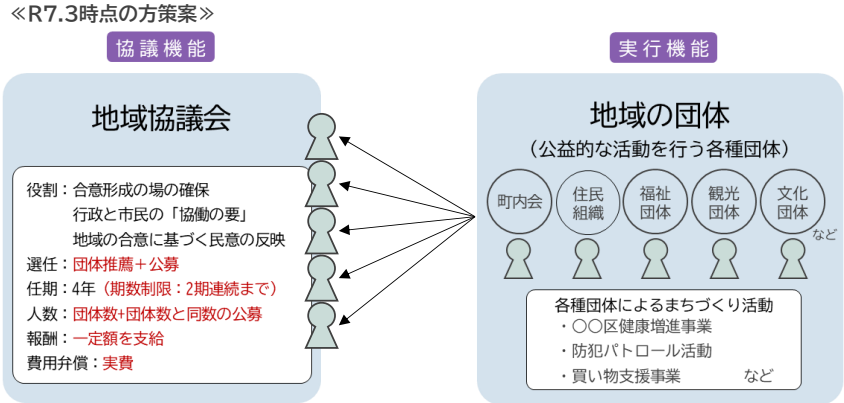
地域自治推進の取組 | 委員の団体推薦に対する考え方

≪現状に対する課題認識≫

「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような、自治区単位での**自主的な活動がなかなか広がらない。**

要因
- 活動を企画・実行する**人材の確保が困難。**
- 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、**地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的。**

≪R7.3時点の方策案≫



地域協議会と地域の団体を直接つなげる仕組み

- 地域協議会における委員の固定化、高齢化、女性比率の向上といった諸課題を改善
- 地域協議会（協議機能）と地域の団体（実行組織）を直接的に結びつけ、課題解決に向けた取組を実行しやすくする。

≪R7.3時点の方策案の課題≫

- 地域の団体の数が多く、団体選定が難しい地域があるほか、これまでの選定方法に制限をかける場合もある。（市街地等）
- 地域協議会委員となる地域の団体を選定する作業に当たり、選定委員会等を立ち上げる必要があるため、新たな事務が発生する。
- 物理的に地域協議会（協議機能）と地域の団体（実行機能）をつなげても、地域の団体（実行機能）における、担い手不足、資金不足といった課題は改善されず、地域における課題解決に向けた取組が実行される担保がない。
- 地域の団体への依頼によって地域協議会委員を選定するため、「やらされ感」につながってしまう。
- 地域協議会に補助事業の選定を依頼した場合、団体の意見が優先される可能性が高まる。

－ 地 域 自 治 区 の 区 域 －

地域自治推進の取組 | 地域自治区の区域

今後の方向性

- ✓ 地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な区域を理想的な姿として、現行の28区を維持する。
- ✓ 将来的には人口減少に伴う、地域の実情変化や住民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じて見直しを検討する。

地域自治区	各地域自治区を所管する事務所
高田区	南部まちづくりセンター
金谷区	
三郷区	
和田区	
新道区	中部まちづくりセンター
春日区	
諏訪区	
津有区	
高士区	
直江津区	北部まちづくりセンター
有田区	
八千浦区	
保倉区	
北諏訪区	
谷浜・桑取区	

地域自治区	各地域自治区を所管する事務所
安塚区	安塚区総合事務所
浦川原区	浦川原区総合事務所
大島区	大島区総合事務所
牧区	牧区総合事務所
柿崎区	柿崎区総合事務所
大潟区	大潟区総合事務所
頸城区	頸城区総合事務所
吉川区	吉川区総合事務所
中郷区	中郷区総合事務所
板倉区	板倉区総合事務所
清里区	清里区総合事務所
三和区	三和区総合事務所
名立区	名立区総合事務所

- 今 後 の ス ケ ジ ュ ー ル -

地 域 自 治 推 進 の 取 組

今後のスケジュール（令和8年度）

項目	R8(2026)									R9(2027)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
方策案についての意見交換・修正		上越市議会との意見交換										
		地域協議会との意見交換										
			※　その他、有識者からの意見聴取や庁内検討を想定									
			意見交換を踏まえた方策案の修正									
地域活動への新たな補助制度の実施					周知、募集開始							
					提案受付				締切			
										提案内容検収		
											事業選定（地域協議会）	

項目		R8（2026）				R9（2027）				R10（2028）			
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
①地域活動への支援	協働・共創まちづくり補助金	制度設計	周知・募集			運用開始							
	まちづくりスタートアップ補助金	制度設計	周知・募集			運用開始							
	交流事業								実施				実施
②地域運営組織への支援	立ち上げ・育成	制度設計				地域の意向等が整い次第、順次支援開始							
	資金支援	制度設計（人的支援）								運用開始			
		制度設計（車両購入支援）				運用開始							
③地域協議会	—	現行制度にて運用								●委員改選			
④地域自治区の区域	—	現行制度にて運用											
（その他）地域自治区の事務所	—	取組の進捗に応じて、適宜対応											

追加資料1

（ 案 ）



上 越 市

○○○○○事業補助金

2027年度

事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和８年９月１日（火）～１２月２８日（月）必着

※取組内容の確認や助言のため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の事業実施に伴う収入を差し引いた額

※上限額はありませんが、各地域自治区に配分する予算枠は超過できません。

※また、審査の結果、不採択となる場合があります。

補助率

１０/１０以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

５人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。

事業実施の流れ

～12月末 → ～1月末 → 2・3月 → 4月～

① 取組の相談・提案
② 取組内容の確認・助言
③ 審査・採択
④ 審査結果の通知
⑤ 補助金交付申請・交付決定
⑥ 事業の実施
⑦ 実績報告・補助金交付

提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

地域自治区	事務所	電話番号等
安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp



令和8年8月発行

上越市　総合政策部　地域政策課
TEL　(025) 520-5672
MAIL　chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

HPは
こちらから



1　趣旨・対象とする活動

＃　持続可能な地域づくりに向けた地域自治

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。
昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中にあっても、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な取組はもちろんのこと、この地域自治区ごとの創意工夫による主体的な取組がますます重要性になると考えています。

地域自治には様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、地域への愛着・誇り、その地域ならではの特徴・ブランド力、分野横断的・総合的な視点などによる力が発揮され、地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくものと考えます。
そういった動きのきっかけとすべく、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「〇〇〇〇〇事業」を実施します。

＃　各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを取りまとめた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。
（ただし令和9年度については、制度開始の初年度であることから、地域ビジョンに含まれない活動も対象とします。）
一例として、次のような活動が考えられます。

- 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- 地区内の集いの場づくり

写真等　　写真等　　写真等

2　対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

〇 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市の管理している施設の整備・修繕
〇 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
〇 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
〇 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
〇 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする取組、公序良俗に反する取組
〇 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する取組

3　対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

〇 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
〇 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
（団体等の総会や役員会、事業実施に向けた企画会議や打合せ、懇親会等に係る人件費、旅費など）
〇 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員等又は参加者に限定される経費
（上記に該当する物品や備品の購入、備品・設備・施設の修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
〇 その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4　事業の提案

〇 電話、窓口、郵送、メールなどで、事業を実施しようとする地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへ実現したい事業を提案してください。
〇 提案に当たっては、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターが共に検討を行います。その後、取組提案書などの必要書類を締め切りまでに提出いただきます。
〇 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5　事業の審査



〇 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
〇 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、提案事業の評価を行います。
- 地域ビジョンへの適合性
（令和９年度は「地域ビジョンに掲載する内容としてふさわしいか」という視点で評価）
- 地域への貢献度
- 多様な主体の参画度
- 活動の実現性・効率性
- 将来への発展性・期待度

〇 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択事業を決定します。

各区の上限額一覧

6　事業の公表・評価



〇 採択事業の内容や実施結果は、市民の皆さんに広くお知らせするため、市ホームページ等での紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを行う予定です。
〇 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。

地域協議会への依頼事項（地域ビジョンの策定、補助金の提案内容の評価）

追加資料2

地域自治区制度の設置目的を踏まえた考え方の整理

自主自立のまちづくりの推進
自分たちのまちを自分たちの活動で良くしていく。 ▷ 自らつくり育てたまち

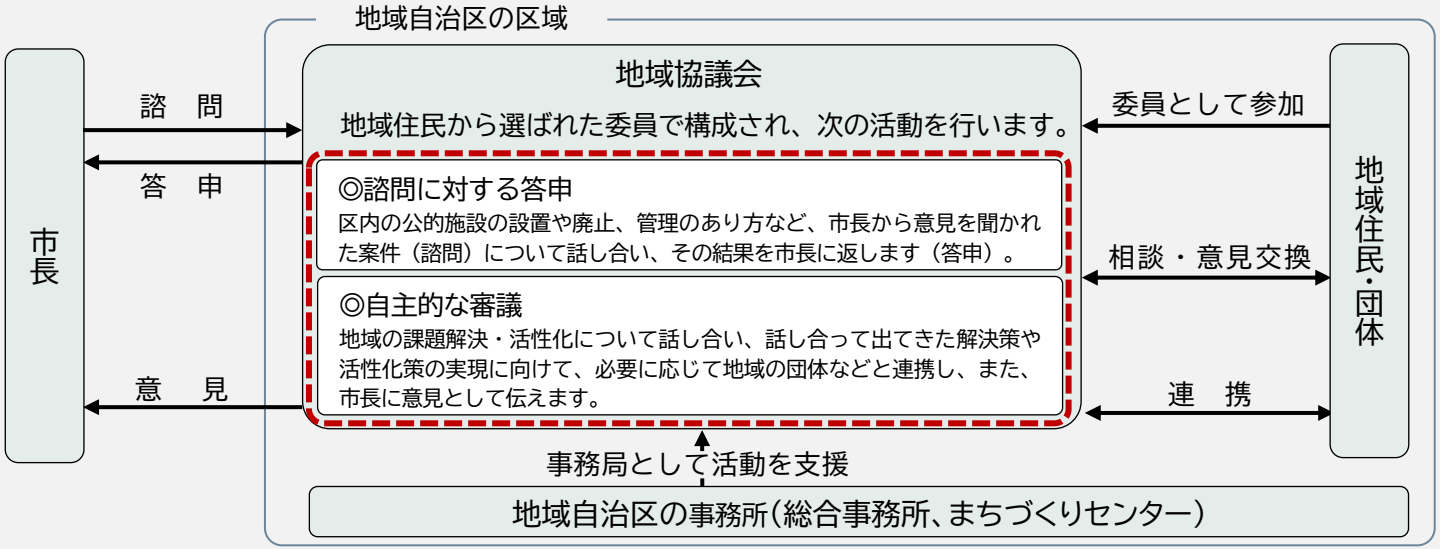
市政に地域の声を届ける
地域の課題を議論し、地域の意見を市政に反映させる。 ▷ 自らの思いが反映したまち

▷ 地域に愛着と誇りを持って暮らしていくことができるまちをつくっていく

- ✓ 地域自治の推進に向けて、地域が主体となって地域の課題や将来像を考え、その実現に向けて地域自らが取り組み、行政はその取組を支援する役割を担う。
- ✓ 地域の課題や将来像について継続的に議論してきた地域協議会には、地域で活動する実行組織（地域の団体）と連携しながら、地域づくりに関わっていただくことを期待したい。

制度設計への反映

- ✓ 新たな制度の設置に伴う地域ビジョンの作成と補助金の提案内容の評価は、地域協議会の「自主的な審議」の延長線上にある活動であるとともに、市の施策等の決定に先立ち意見を聴く意味合いから「諮問に対する答申」と同様の性質を持っている。
- ✓ このことから、市からの「依頼」という形でこれらの業務を地域協議会にお願いしたい。



地域協議会への依頼事項（地域ビジョンの策定、補助金の提案内容の評価）

参考資料

【地域協議会委員の手引き抜粋】

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割があります。
また、区内にある公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割も持っています。

【上越市地域自治区の設置に関する条例】

（地域協議会の権限）
第7条　地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
⑴ 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
⑵ 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
⑶ 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
２　市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
⑴ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
⑵ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
⑶ 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

■　過去の類似事例
地域活動支援事業における提案事業の審査（H22～R4）、「地域活性化の方向性」の策定（R4～R5）についても、同様の依頼を実施

中郷コミュニティバス「さくら号」運行状況（R8.7.31現在）

資料No.4
中郷区地域協議会
R8.8.24

◎利用件数の比較

	回数券	現金	合計	*R7年度*
R8.4月の利用件数	181	4	185	*115*
R8.5月の利用件数	136	5	141	*127*
R8.6月の利用件数	181	4	185	*116*
R7.7月の利用件数	160	5	165	*159*

		7/1/(水)	7/2/(木)	7/3/(金)	####	####	週計
		0	15	6			21
	9	*0*	*10*	*6*			*25*
7/6/(月)	7/7/(火)	7/8/(水)	7/9/(木)	7/10/(金)	7/11/(土)	7/12/(日)	
6	4	5	10	8			33
1	*8*	*6*	*10*	*0*			*25*
7/13/(月)	7/14/(火)	7/15/(水)	7/16/(木)	7/17/(金)	7/18/(土)	7/19/(日)	
0	12	2	20	8			42
3	*12*	*4*	*12*	*6*			*37*
7/20/(月)	7/21/(火)	7/22/(水)	7/23/(木)	7/24/(金)	7/25/(土)	7/26/(日)	
	6	5	18	0			29
	12	*4*	*18*	*4*			*38*
7/27/(月)	7/28/(火)	7/29/(水)	7/30/(木)	7/31/(金)			
1	14	0	21	4	（上段8年度）		40
4	*14*	*4*	*12*		*（下段7年度）*		*34*
7	36	12	84	26			165
8	*32*	*14*	*62*	*16*			*159*

月曜日　　南・西地区新井病院便／北地区区内巡回便
火曜日　　中・東・北地区新井病院便／東・南地区区内巡回便
水曜日　　西・中・北地区区内巡回、新井買い物便
木曜日　　全地区新井買い物便
金曜日　　中・東・南・西地区関山便
令和7年度分は、曜日を合わせるため初日の記載欄が異なる



令和8年度 上越市（中郷区）地域独自の予算事業

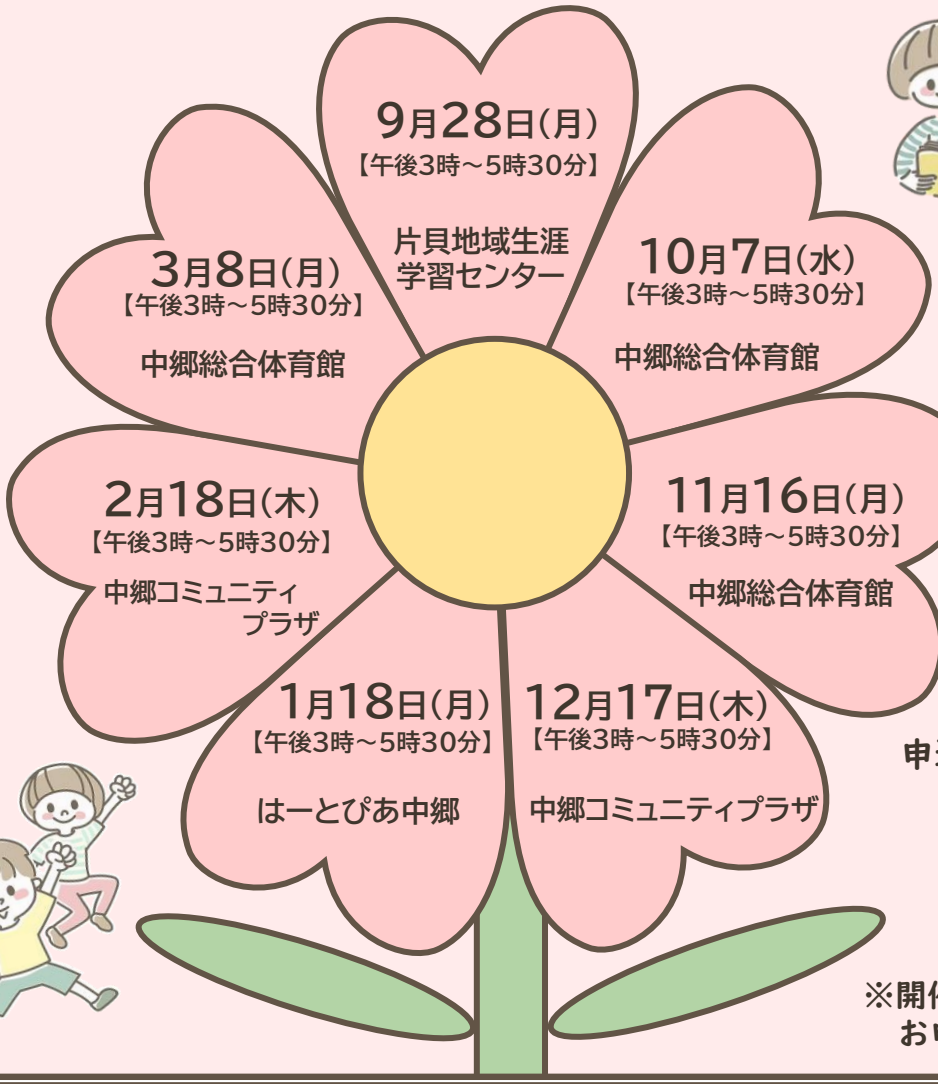
参加者募集

資料No.5
中郷区地域協議会
R8.8.24

子どもの い～場所開設事業

「家や学校以外で子どもが気軽に集まり、子ども同士で自由な活動ができる場所」
そんな子ども達の「い～場所」を目指して、開設します。
開設時間は、放課後から午後5時30分まで、参加費は無料です。







申込みはこちらから

※開催日の10日前までに
お申し込みください

お子様の事業への参加にあたり、次の事項をご承知おきください

- □「い～場所」では、大人による見守りを行いますが、基本的に子ども達の自由な時間になります。
- □ 通常と異なる下校になるため、校門から居場所までは中郷区まちづくり振興会が管理監督します。
- □ 終了時間に合わせて、保護者等のお迎えをお願いします。
 お迎えに来られない場合は、中郷区まちづくり振興会がご自宅まで送り届けます。
- □ 災害発生等の緊急時は、保護者等のお迎えをお願いします。
- □ 傷害保険に加入し、保険の範囲内で対応します。けが等については応急処置のみの対応になります。

問合せ　NPO法人 中郷区まちづくり振興会　☎0255-74-2455
中郷区総合事務所 地域振興班　☎0255-74-2411

事業名：（仮）未来の桜プロジェクト　　柱：帰

資料No.6
中郷区地域協議会
R8.8.24

STEP１　事業の目的と目指す姿

【目的】（事務局案）
中郷区で育った子どもたちが、卒業後もふるさととのつながりを持ち続け、いつの日か中郷区を訪れたり戻ってきたりするきっかけをつくる。

【目指す姿】（事務局案）
中学３年生による桜の植樹とタイムカプセルの埋設が卒業記念事業として毎年実施され、子どもたちが中郷区で再び集うきっかけとなる取組として定着している。

STEP2　事業を実現する上で懸念される事項や検討が必要な事項【事務局入力】

- 実施主体：中学３年生と〇〇（保護者？学校？）
- タイムカプセルの作成：かかる費用は？費用の調達方法は？誰が準備する？
 学校の授業でやるのか？放課後・休日にやるのか？
 埋める場所は？（誰の許可がいるか）どうやって埋めればいい？
- 桜の植樹：かかる費用は？費用の調達方法は？
 植樹する場所の確保は？（誰の許可がいるか）
 桜の維持管理は誰がする？

STEP３　懸案事項への対応

- 事業「主体」を誰にするか（事業の継続を考えると・・・）
 →まちづくり振興会、学校、保護者、生徒のコラボ
 ※事業について事前説明が必要
- 埋めるもの、場所、開封時期は学校と生徒と協議して決定する
- 学校行事（中学３年生のイベントやPTC活動）として、タイムカプセルを作成する日を毎年固定して、事業の定着を図る。
- 今年度については、市補助金が使用できないため、なかごう夏まつりで募金活動を実施。

（裏面あります）

STEP４　年度ごとの計画を立てる

年度	計画（誰が何をどこまでやるのか）
令和８年度	タイムカプセルの埋設、桜の木の植樹（1 本）
令和９年度	桜の木の費用申請
令和　　年度	
令和　　年度	
令和　　年度	

STEP5　今年度のスケジュール

時期	やること	担当
	学校への説明（企画書の作成）	
	生徒への説明時間の確保	
	生徒への作成時間の確保	
	タイムカプセルを埋める日の決定	

事業名：（仮）中高生の「い～場所」づくり 柱：子

STEP１　事業の目的と目指す姿

【目的】（事務局案）
中高生が学習や交流、趣味の活動など自由に過ごすことができる居場所を地域につくり、子どもたちの成長を支えるとともに、保護者の安心につなげる。

【目指す姿】（事務局案）
さとまるーむを活用した中高生の居場所が継続的に運営されている。
さとまるーむが地域の交流拠点として活用されている。昼間は、高齢者を中心とし、放課後は中高生、夜は地域住民が集う場として、その収益を運営に還元する仕組みが確立され、持続可能な事業となっている。

STEP2　事業を実現する上で懸念される事項や検討が必要な事項【事務局入力】

- 実施主体：見守り者（管理人）は誰がする？
- 実施場所の確保：まちづくり振興会やトキ鉄との協議や調整項目は？
 駅舎やホーム等、各スペースの使用方法は、できることとやりたいことは？
- 必要な経費など：見守り者の人件費、軽食などの仕入れ代、駅舎の利用料？
 経費の調達方法は？

STEP３　懸案事項への対応

- 実施主体：まちづくり振興会、管理者１人+プロジェクトメンバー（1～2 人）
- 実施場所の確保：さとまるーむ、二本木駅和室　※実施体制が確保できれば OK
- 時間：（目安）15 時～
- 開催ペース：月１回（令和８年度は 10・12・３月に開催）
- 経費：まちづくり振興会スタッフへの人件費
 今後は、おやつ代や駅舎利用料について要検討
- 周知、PR：チラシ配布、駅にポスターを掲示（作成経費は？）
- ほかの類似施設と同等あるいは優っている魅力がないと人は寄らない
 →ドリンクバーや自動販売機の充実など
- 令和８年度は中学生をメインにして開催（高校生にも声かけ）

（裏面あります）

STEP４　年度ごとの計画を立てる

年度	計画（誰が何をどこまでやるのか）
令和８年度	2～3 回のお試し開催（10・12・３月に各１回）
令和９年度	（予算組をしっかりして・・・）8～9 回開催→実施時期の調査
令和１０年度	年１２回開催／夜の部の検討
令和１１年度	継続
令和１２年度	継続

STEP5　今年度のスケジュール

時期	やること	担当
８月	まちづくり振興会とトキ鉄との協議	
	中学校・駅等での PR（チラシ・ポスター）	
９月	運営スタッフの募集	
10 月	第１回開催	
	第１回の検証	
	次年度予算の検討	
11 月	運営スタッフの募集	
12 月	第２回開催	
	第２回の検証	
２月	スタッフ募集	
３月	第３回開催	

事業名：（仮）上手くいかない理由はない！（若者が集う会）　柱：帰/誇

STEP１　事業の目的と目指す姿

【目的】（事務局案）
中郷区を離れた出身者が再びつながる機会をつくり、中郷区への愛着や誇りを深めるとともに、まちづくりの担い手を育てる。

【目指す姿】（事務局案）
情報発信の中心的な組織の育成。
出身者と在住者によるネットワークが形成され、非居住者が気軽に中郷区のまちづくり活動に関われる環境の構築。

STEP2　事業を実現する上で懸念される事項や検討が必要な事項【事務局入力】

- 実施主体：誰が幹事を行うのか？
- 開催場所：開催場所はどこにするか？どのように場所を確保するか？
 交通手段は？（二本木駅～会場までの送迎）
- 開催日時：具体的には？（〇月〇日、〇月の土曜日など）
- 参加者：参加者は？（具体的に平成〇年度卒業生など）
 参加者への周知方法は？いつまでに周知や取りまとめが必要か？
- 「中郷区のまちづくりの推進」に繋げるために、集う会の中でどのような仕掛けができるか
- 集う会終了後の事業の進め方は？

STEP３　懸案事項への対応

- 中郷中学校のグループを作成後、若い力をどのように「まちづくりの力」へと繋げるか
- 11 月の集会をどのような目的で開催するか
- グループをつくったあと、楽しそうなイベントへの協力を要請していく
- それぞれの世代（平成 21 年度卒～令和元年度卒）の繋がりをどのようにつくるか
 →各世代のグループラインから各世代の縦の繋がりへ
 （町内、オンライン会議、イベントなど）

（裏面あります）

STEP４　年度ごとの計画を立てる

年度	計画（誰が何をどこまでやるのか）
令和８年度	中郷中学校出身の若者が集まる飲み会を開催する（毎年）
令和９年度	
令和　　年度	
令和　　年度	
令和　　年度	

STEP5　今年度のスケジュール

時期	やること	担当
８月21日	各世代の代表者が集合、打合せ	木花先生
10月23日	「たき火カフェ」に集まり、打合せ	木花先生
11月末	中郷中学校 OB・OG 会（はーとぴあ中郷）	代表者
２月14日	「なかごう雪ん子まつり」への協力要請	有志
令和９年度８月	「なかごう夏まつり 2026」への協力要請	有志